

開業医共済協同組合 組合だより

発行所 開業医共済協同組合
〒380-0928 長野県長野市若里 1-5-26
電話 026-217-6600 FAX 026-217-6627
発行日 2020年12月4日 第7号

共済金支払い約1億4千万円(過去最高)

組合員配当率20%を決定!

—第11回通常総代会(10/25)全議案可決される—

第11回通常総代会開催

2020年10月25日に第11期(2019年8月1日～2020年7月31日)の総代会を長野県保険医会館(長野県長野市)で開催しました。なお、本総代会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「書面議決書」による議決権の行使を推奨し、規模を縮小しての開催となりました。

その結果、2019年度(第11期)事業報告・決算報告、2020年度(第12期)事業計画・収支予算等の全9議案が賛成多数で可決されました。このうち第2号議案では、剰余金処分案が可決され、2019年度(第11期)の共済金支払額は過去最高(約1億4千万円)になりましたが、第11期利用分量配当率を20%と決定しました。

利用分量配当は20%を確保!

第11期(2019年度)の共済金(傷病・弔慰)は過去最高の140,644,000円(前年度比:156.00%)となり、利益を圧迫する要因となりましたが、その他の事業費の圧縮で当期純利益は前年度比89.77%を確保しました。

その結果、第2号議案の剰余金処分において、第11期(2019年度)の利用分量配当率を20%(配当総額62,116,700円)に決定し、昨年度に続き20%台を確保しました。利用分量配当の実施は、これで事業開始から10期連続となります。

同配当金は当共済をさらに発展させていくため、各組合員の出資金に振り替えてお預かりさせていただいております。

(※組合脱退時に全額払い戻しいたします。)残高については、年1回発行している「出資金及び預り金残高のお知らせ」をご参照くださいますようお願いいたします。

役員改選 谷田部雄二氏が理事長に再任

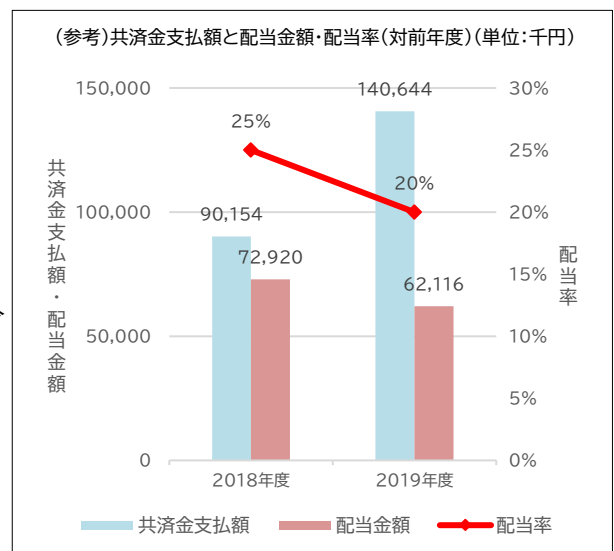
理事・監事の任期満了に伴い、新たに役員を選任が行われ、役員推薦会議で推薦された理事12人、監事2人が提案され、左記の表のとおり決定しました。なお、三役(理事長、副理事長、専務理事)については第1回理事会において選任を行い、谷田部雄二氏が理事長に再任されました。

功労者を表彰



当組合の発展に長年ご尽力いただいた功績を称え、坂根敏治前理事長(在任期間:2009年4月18日～2020年10月25日)、小田島耕郎前監事に対して、感謝状等の贈呈を行いました。

坂根敏治前理事長(左)、谷田部雄二理事長(右)



役員一覧 *は新任			
役職	氏名	地域	科目
理事長	谷田部 雄二	新潟	歯科
副理事長	大竹 進	青森	医科
専務理事	中村 寛二	当組合職員	
理事	佐藤 昌司*	福島	歯科
理事	菅原 浩哉	当組合職員	
理事	高波 俊幸	新潟	—
理事	神谷 誠	長野	歯科
理事	原 淳	長野県保険医協会 事務局長	
理事	福田 幹久*	鳥取	医科
理事	湯原 淳良	岡山	医科
理事	末益 和幸	山口	歯科
理事	二宮 浩一	大分	医科
監事	田中 さとみ*	新潟	—
監事	田中 正子	岡山県保険医協会 事務局長	

事業報告・事業計画のお知らせ

第11期（2019年度）事業報告

1. 組合の概況

組合員数は昨年1,900名から1,945名（2020年7月31日時点）に増加しました。また、出資金は約4億4,000万円に拡大し、共済制度の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は昨年度より約134.2%上昇し、1,959.2%になりました。

日常的な会計処理については、組合内部で行っており、月々の会計報告は迅速に理事会に報告されています。なお、制度発足から実施している公認会計士による外部監査は、組織活動の透明性確保のため、引き続き実施しました。

2. 開業医休保の概況

契約者数2,131名、契約口数11,141口、月掛掛金額2,697万8,400円の契約を締結しました。第1期400名、第2期1,063名、第3期1,295名、第4期1,440名、第5期1,589名、第6期1,749名、第7期1,852名、第8期1,895名、第9期1,990名、第10期2,073名、第11期2,131名と着実に前進しております。

また、給付金請求については、月に2回の審査委員会を開催し、延べ124件、約1億4千万円の支払いを実行しました。

※詳細については、「普及結果と共済金支払の状況等について」の紙面を参照ください。

3. 他団体との交流

当組合が賛助会員として加入している一般社団法人日本共済協会が主催する各種研修会へ組合職員が参加（計2回）し、共済協同組合としての質的向上に努めました。

また、中協法共済事業懇談会、全国保険医協同組合連絡会、長野県中小企業団体中央会との会議や講習会に参加し、各団体との連携を深めました。

第12期（2020年度）事業計画

1. 事業の基本方針

国民医療向上のため、開業医の生活と経営を守り、協同組合の理念に基づく共済制度の発展に尽力します。

2. 開業医休保の普及活動

医療供給体制の安定と医療の供給者である医師・歯科医師の経営と生活を安定させるため、第12期は、開業医共済休業保障制度の契約数の目標を2,258件と設定し、9県代理店との協同で普及活動を行います。

3. 事業地区の拡大活動

事業地区の拡大のため、今年度も継続的に各県の保険医協会・医会等を対象とした説明会を実施し、協同の輪を拡げる活動を行います。

4. 共済制度拡充等の検討

組合員からのご要望や現在の保険・共済業界の動向や社会情勢等を鑑みながら制度内容を見直し、時代に沿った保障を提供できるようアクチュアリー等を含めて制度拡充等の検討を行います。

5. 教育情報事業の実施

各県の当組合推進委員、小委員が中心となり、組合員の事業に関する経営および技術の向上、開業医休保の普及を目的に研修会・講演会を開催します。

6. 公平公正な給付金支払の実施

昨年に引き続き、月2回の審査委員会を開催し、迅速な支払体制を堅持します。審査にあたっては、適宜、顧問弁護士に意見を求め、審査委員会の意思決定に反映させ、公平公正な給付金支払を行っていきます。

7. 制度運営の統一性の構築

業務管理システムの利用による制度運営の統一性を9県代理店で図っていきます。

普及結果と共済金支払の状況等について

普及結果（2020年7月31日現在）

第11期（2019年8月1日～2020年7月31日）は、9県で共済契約始期日に合わせて普及活動を3回取り組み、92名、486口の契約を締結しました。その結果、以下のとおり、契約者2,131名、契約口数11,141口、月掛掛金額2,697万8,400円の保有高となっています。

県名	契約者数	契約口数	月掛掛金
青森	418名	2,221口	537万1,100円
福島	113名	591口	144万8,500円
新潟	251名	1,413口	346万3,900円
福井	19名	82口	19万9,600円
長野	281名	1,429口	343万4,900円
鳥取	108名	563口	134万9,100円
岡山	157名	804口	186万7,600円
山口	434名	2,371口	577万8,500円
大分	350名	1,667口	406万5,200円
合計	2,131名	11,141口	2,697万8,400円

第12期普及目標

ぜひお知り合いをご紹介ください

加入者数は事業開始から右肩上がりが増加しており、現在では2,000名を超えております。当組合では、さらなる協同の輪を拓くため、第12期の普及目標を下表に掲げて活動していきます。

組合員の皆様にも医師・歯科医師の知人等に当制度をご紹介いただければ幸いです。

県名	2020年度目標(2021年7月末まで)	
	新規人数	新規口数
青森	15名	75口
福島	15名	75口
新潟	15名	75口
福井	6名	18口
長野	15名	75口
鳥取	11名	50口
岡山	20名	100口
山口	15名	75口
大分	15名	75口
合計	127名	618口

共済金支払の状況

加入者の皆様からの共済金請求に対して、審査委員会を毎月2回開催し、傷病給付金119件1億2,664万4,000円、弔慰給付金5件1,400万円、延べ124件1億4,064万4,000円の支払いを決定しました。前期と比較して給付合計件数が4件増加し、給付合計金額は約500万円増加しましたが、給付率は43.39%であり、依然高い健全性を確保しております。

審査月	件数	種別	給付金額
2019/8	9件	傷病	1,834万0,000円
2019/9	14件	傷病	776万0,000円
2019/10	10件	傷病	705万4,000円
2019/11	9件	傷病	689万6,000円
	1件	弔慰	150万0,000円
2019/12	10件	傷病	809万0,000円
	1件	弔慰	150万0,000円
2020/1	11件	傷病	1,660万6,000円
2020/2	8件	傷病	718万2,000円
2020/3	11件	傷病	658万0,000円
	1件	弔慰	400万0,000円
2020/4	9件	傷病	728万0,000円
2020/5	9件	傷病	1,091万6,000円
2020/6	11件	傷病	2,006万0,000円
	2件	弔慰	700万0,000円
2020/7	8件	傷病	979万0,000円
年度計	124件		1億4,064万4,000円

※件数は延べ件数

支払件数・金額等の年度別推移（直近5年）

直近5年の支払件数・金額等は以下のとおりです。給付率は、おおよそ30%～40%台で安定して推移しています。

年度	件数	給付金額	給付率
2015	77	8,997万2,000円	35.26%
2016	109	7,715万8,000円	28.24%
2017	135	1億1,920万0,000円	40.95%
2018	120	9,015万4,000円	29.31%
2019	124	1億4,064万4,000円	43.39%

2019年度 決算書要約

単位：千円

貸借対照表

2020年7月31日

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 現金及び預金	944,647	1. 共済契約準備金	249,199
2. 有形固定資産	928	2. その他負債	18,579
3. 無形固定資産	4,952	3. 引当金	5,441
4. その他資産	29,082	負債合計	273,221
5. 繰延税金資産	46,333	(純資産の部)	
		1. 出資金	441,095
		2. 利益剰余金	311,629
		純資産合計	752,724
資産合計	1,025,945	負債及び純資産合計	1,025,945

損 益 計 算 書

2019年8月1日より2020年7月31日まで

剰 余 金 処 分 計 算 書

2020年10月25日

科 目	金 額
I 経常収益	
1. 共済引受収益	
(1) 共済掛金	324,117
(2) 支払準備金戻入額	62,327
(3) 普通責任準備金戻入額	138,199
2. 教育情報費用繰越金戻入	5,600
3. 資産運用収益	8
4. その他経常収益	53
経常収益合計	530,305
II 経常費用	
1. 共済引受費用	
(1) 共済金	140,644
(2) 代理店手数料	29,115
(3) 支払準備金繰入額	63,321
(4) 普通責任準備金繰入額	122,438
(5) 異常危険準備金繰入	8,556
2. 事業費	10,973
3. 一般管理費	43,490
経常費用合計	418,539
経常利益合計	111,765
税引前当期純利益	111,765
法人税等合計額	12,288
当期純利益	99,476

I 当期未処分剰余金

1. 当期純利益金額	99,476
2. 前期繰越剰余金	53
	99,529

II 剰余金処分類

1. 利益準備金	19,900
2. 教育情報費用繰越金	5,000
3. 特別積立金	10,000
4. 別途積立金	2,000
5. 利用分量配当金	62,116
	99,016

III 次期繰越剰余金

513

諸指標

事業利用分量配当率	20%
開業医共済休業保障制度給付率	43.39%
ソルベンシー・マージン比率	1,959.2%

※ソルベンシー・マージン比率とは、保険会社等の財務健全性を示す指標で、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力をどれだけ有しているかを意味します。行政監督上は、200%を下回ると監督当局によって、早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

保障内容は変更せず、 60歳～69歳までの共済掛金引き下げ！

—開業医休保の共済掛金の「変更認可申請」を行います—

この度の第11回通常総代会(2020年10月25日)において、第8号議案「共済掛金及び責任準備金の算出方法書」変更の件が満場一致で原案どおり可決いたしました。

本改定の目的は、保障内容は変更せず、万一の病気やケガによる休業時の保障として、さらにご利用いただきやすい掛金を実現することにあります。

本決定により、「開業医共済休業保障制度」の共済掛金を以下の新旧掛金比較表(予定)のとおり改定(2021年8月1日～)するため、当組合の所管庁へ認可申請を行うことをご知らせいたします。

■新旧掛金比較表(2021年8月1日～)(予定)

新掛金(月額) ※契約口数1口あたり		旧掛金(月額) ※契約口数1口あたり	
年齢階級	共済掛金	年齢階級	共済掛金
39歳以下	1,900円	39歳以下	1,900円
40歳～49歳	2,000円	40歳～49歳	2,000円
50歳～59歳	2,200円	50歳～59歳	2,200円
60歳～64歳	2,500円	60歳～64歳	2,600円
65歳～69歳	3,000円	65歳～69歳	3,300円
70歳～74歳	4,300円	70歳～74歳	4,300円

本変更が認可されれば、2021年8月1日における満年齢が「60歳～64歳」または「65歳～69歳」の方を被共済者とするご契約は、1口あたりの共済掛金が引き下げられます。^{※1}旧掛金と比較すると、60歳～64歳では最大^{※2}800円の引き下げ、65歳～69歳では最大^{※3}1,500円の引き下げとなります。なお、保障内容は従来のまま変更はございません。

※1 2021年8月分(7月引落とし)の共済掛金から適用されます。

※2 契約口数が8口の場合

※3 契約口数が5口の場合

「開業医共済休業保障制度」の契約者の皆様には、所管庁の認可後、改めて「共済掛金の変更のお知らせ(仮称)」をご郵送いたしますので、同通知をご確認いただきますようお願いいたします。

— 組合からのお知らせ —

当組合ホームページのご案内

当組合ホームページ（<http://www.kaigyouikumiai.or.jp/>）では、最新の「約款」、「定款」、「パンフレット」をPDF形式で閲覧、ダウンロードすることができます。記載の内容は、制度改正等により変更することがあります。

なお、当組合では、共済契約者の皆様に各資料を紙媒体で新規契約時にお渡ししておりますが、その後の年1回（毎年8月1日）の契約更新時には、環境問題に配慮した紙の使用削減による省資源化推進のため、当組合ホームページにおいての表示に代えさせていただいております。何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

請求漏れはございませんか？

共済金を請求する権利は、支払事由発生時から「**3年間**」を過ぎると、権利がなくなります。ご休業された場合は、所属する県の担当代理店に早めのご連絡をお願いいたします。

なお、共済金の請求の際には、当組合所定の「診断書」などいただく書類がありますが、これらの書類の取得費用は原則、ご請求者様の負担となります。

ただし、診断書を提出していただいたにも関わらず、共済金の支払対象とならなかったご請求者様には、診断書取得費用相当額をお支払いします。

諸変更の届出のお願い

次の場合には、組合への届出が必要となりますので、所属する県の担当代理店までご連絡ください。

- (1) 氏名及び名称、住所、開業・勤務の別、就業先を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止、若しくは廃止したとき
- (3) 診療（勤務）空白期間が生じるとき

■診療（勤務）空白期間とは…

診療所移転、診療所の改装、閉院、転勤および解雇（勤務医療機関の倒産等を含みます。）、産前および産後休暇、育児休業、介護休暇、長期欠勤、長期研修、留学、非常勤の勤務医への移行、大学院への入学により、正常に就業しない期間をいい、この期間は保障の対象外となります。

- (4) 組合員資格に関する事項に変更があったとき

お問い合わせ（取扱代理店一覧）

■取扱代理店

青森県保険医協同組合（TEL：017-763-5820）	福島県保険医協同組合（TEL：024-531-3848）
新潟県保険医協同組合（TEL：025-245-6171）	福井県保険医協同組合（TEL：0776-29-2818）
長野県保険医協同組合（TEL：026-223-0345）	鳥取県保険医協同組合（TEL：0859-24-3064）
岡山県保険医協同組合（TEL：086-274-9131）	山口県保険医協同組合（TEL：083-972-2250）
大分県保険医協同組合（TEL：097-568-0047）	